

兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 兵庫県電気事業の廃止に伴う関係管理規程の整備等に関する管理規程	1
○ 企業庁組織規程の一部を改正する管理規程	3
○ 企業庁処務規程等の一部を改正する管理規程	8

企業庁管理規程

兵庫県電気事業の廃止に伴う関係管理規程の整備等に関する管理規程をここに公布する。

平成22年3月31日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

兵庫県企業庁管理規程第2号

兵庫県電気事業の廃止に伴う関係管理規程の整備等に関する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「よ」を「ょ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第5条の3第1号中「、電気事業」を削る。

第8条第1項の表姫路利水事務所の項中「発電課」を削る。

第12条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第23条の表電動操作員の項中「又は水力発電に関する電気機器の操作等」を削る。

(企業庁処務規程の一部改正)

第2条 企業庁処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条第2項中第30号を削り、第31号を第30号とし、第32号を第31号とし、第33号を第32号とする。

第5条の2第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 企業職員の給与に関する規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「ゆ」を「ゅ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項の表発電業務手当の項を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

(企業庁宿舍管理規程の一部改正)

第4条 企業庁宿舍管理規程(昭和41年兵庫県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表公舎の款事業用公舎の項安賀公舎の目を削る。

(企業庁会計規程の一部改正)

第5条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第119条第1項第1号及び第2項中「、電気事業」を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第12条関係）

審査・決定	管 理 課			企 業 庁				
	主幹	係長		企業 出納員	係長	主査・ 主任	係	作成者

年 月 分 給与
支出負担行為書兼支出決定書

会計	支 給 額 計 (給与支給明細書) a	法 定 控 除 額											差引支払額 (a-m)	口 座 振 替 額	支 給 人 員		
		預 り 金						共済組合 引去金 h	社会保険 料 i	雇用保険 料 j	小 計 (g+h+i+j) k	財形貯蓄 引去金 l				控除額計 (k+l) m	
		所得税 b	住民税 c	共済長期 掛金 d	共済短期 掛金 e	共済介護 掛金 f	計 (b+c+d+e+f) g										
一	工水		b+c				d+e+f										
般 職 員	水道		b+c				d+e+f										
	地域		b+c				d+e+f										
	資産		b+c				d+e+f										
	計																

（企業庁公有財産取扱規程の一部改正）

第6条 企業庁公有財産取扱規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「よ」を「よ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第67条第1項第3号中「水力発電機械設備、」を削る。

別表第3土地の項中

「	業務用地	業務財産に属する土地
	電気事業用地	電気事業のうち専用財産に属する土地

を

「	業務用地	業務財産に属する土地
---	------	------------

に改め、同表建物の項中

「	ポンプ場 発電所	電気事業に属する財産に限る。
---	-------------	----------------

を

「	ポンプ場	
---	------	--

に改め、同表構築物の項中

「	構築物	取水設備	えん堤、可動堰を含む。ただし、電気事業に属する財産は除く。
		貯水設備	えん堤を含む。ただし、電気事業に属する財産は除く。
		導水設備	電気事業に属する財産は除く。
		浄水設備	電気事業に属する財産は除く。
		送水設備	電気事業に属する財産は除く。
		水路	電気事業に属する財産に限る。
		貯水池	電気事業に属する財産に限る。

を
「

構築物	取水設備 貯水設備 導水設備 浄水設備 送水設備	えん堤、可動堰を含む。 えん堤を含む。
-----	--------------------------------------	------------------------

に改め、同表機械装置の項を次のように改める。

機械装置	電気設備 ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備 計測設備 荷役設備 電話設備 標識 浮棧橋及び浮ドック その他機械装置 共有機械装置	電話に関する機械及び装置を含む。 信号標識、立標、けい船浮標、灯浮標及びこれに類するもの 移管財産及び普通財産で他の種別に属さない機械装置を含む。 共有財産に属する機械装置
------	---	---

別表第4（注）中「電気事業及び」を削る。
（企業庁電気事業保安規程の廃止）

第7条 企業庁電気事業保安規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第9号）は、廃止する。

附 則

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。



企業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年3月31日

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のとおり改める。

第4条 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課に、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	総務係 企画係 財務係 経営調査係 契約係
水道課	経営係 利水調整係 計画係 施設整備係 設備係
立地推進課	立地政策係 企業誘致係
公園都市整備課	経営係 計画係
臨海整備課	経営係 計画係

2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の中欄に定める室を置き、室に係を置く。

課名	室名	係名
公園都市整備課	住宅分譲室	分譲推進係
臨海整備課	分譲企画室	分譲推進係 まちづくり事業推進係

第5条（見出しを含む。）中「管理局総務課」を「総務課」に改め、同条第2号中「、管理局長印」を削る。

第5条の3（見出しを含む。）中「管理局水道課」を「水道課」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「地域整備局立地推進課」を「立地推進課」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条の2（見出しを含む。）中「地域整備局公園都市整備課」を「公園都市整備課」に改め、「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第1号及び第2号中「整備事業」を「地域整備事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 住宅分譲室においては、播磨科学公園都市及び神戸三田国際公園都市における地域整備事業の土地分譲に関する事務をつかさどる（企業誘致に関する事務を除く。）。

第6条の4（見出しを含む。）中「地域整備局臨海整備課」を「臨海整備課」に改め、「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条に次の1項を加える。

2 分譲企画室においては、臨海地区における地域整備事業の土地分譲に関する事務をつかさどる（企業誘致に関する事務を除く。）。

第8条第3項を次のとおり改める。

3 姫路利水事務所の施設課の位置は、姫路市飾磨区とする。

第8条第4項を削る。

第13条の3中「ひょうご情報公園都市」の右に「及び神戸三田国際公園都市」を加える。

第15条の表中局長の項を削り、課長の項の次に次のように加える。

室長	室	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	---	--------------------------------

第16条の表危機管理員の項の前に次のように加える。

次長	本庁	企業庁長の職務を補佐する。
----	----	---------------

第16条の表参事の項組織の欄中「局」を「本庁」に改め、同表室長の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。

（企業庁処務規程の一部改正）

2 企業庁処務規程（昭和51年企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「、局長」を削り、同条第3号及び第4号中「局長」を「次長」に改める。

第3条中「局長」を「次長」に改める。

第4条第2項第31号中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第5条第1号中「局長及び局参事（以下「局長等」という。）」を「次長、企業庁参事及び課長（以下「次長等」という。）」に改め、同条第2号から第6号までの規定中「局長等」を「次長等」に改め、同条に次の11号を加える。

(9) 特殊な勤務に従事する職員の勤務時間の割振りをすること。

(10) 職員に地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を与え、又は取り消すこと。

(11) 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号。以下「会計規程」という。）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

ア 予算の執行計画を決定すること。

イ 予定価格又は取得価格若しくは撤去費が1件300万円以上1億円未満の物品の取得及び処分を決定し、又は承認すること。

ウ 所掌業務の検査をすること。

- エ 予算超過の支出決定をすること。
- オ 5年以下の資金運用を行うこと。
- カ 1件1億5,000万円以上の建設・改良等の支出負担行為を決定すること。
- キ 1件2,000万円以上の資本的支出による購入及び収益的支出（公債費を除く。）の支出負担行為を決定すること。
- ク 一般会計との短期貸借及び金融機関からの一時借入金（当座貸越を除く。）を決定すること。
- ケ 企業庁所掌会計間の長期貸借を決定すること。
- コ 予算の目の執行計画を変更すること。
- サ 寄附金の支出負担行為を決定すること。
- シ 支出負担行為を伴わない重要な契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。
- (12) 法令の規定に基づく料金、使用料、貸付料、延滞金等の減免を決定すること（企業庁公有財産取扱規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号。以下「公有財産取扱規程」という。）別表第2、水道用水供給料金及び工業用水道料金に係るものを除く。）。
- (13) 公有財産取扱規程の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 見積価格又は取得価格が1件300万円以上1億円未満の公有財産の用途変更又は用途廃止を決定すること。
- イ 売却により予定価格又は取得価格が1件2,000万円以上1億円未満の公有財産（地域整備事業に属する事業資産を除く。）の処分を決定し、又は承認すること。
- ウ 購入により予定価格1件2,000万円以上1億円未満の公有財産を取得すること。
- エ 予定価格1件2,000万円以上1億円未満の事務所、宿舍等の修繕等及び移築等を決定し、又は承認すること。
- オ 建設・改良等の施工により予定価格1件2,000万円以上1億円未満の公有財産の取得を決定し、又は承認すること。
- カ 公有財産の交換又は貸付け（一時使用を除く。）に関すること。
- (14) 企業庁宿舍管理規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第8号）において管理者の権限に属する事務を行うこと。
- (15) 企業庁自家用電気工作物保安規程（昭和50年兵庫県企業庁管理規程第8号）第20条第1項の規定に基づき、細則を承認すること。
- (16) 情報公開・個人情報保護審議会に軽易な事項を諮問すること。
- (17) 起債に必要な資料を提出すること。
- (18) 国庫補助金の交付申請をすること。
- (19) 各種試験を行うこと。

第5条の2を削る。

第6条第1項中「、第5条の2」を削り、同条第3項中「管理局総務課長（以下「総務課長」という。）」を「総務課長」に改め、同項第2号コ中「管理局長」を「企業庁長」に改める。

第8条第2項中「その事項に係る事務を所掌する局長」を「次長（第3条第2項ただし書きの管理者があらかじめ指定した次長をいう。次条本文及び第15条において同じ。）」に改める。

第9条中「局長がそれぞれその所掌する事務に関し、」を「次長が」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第5条第1号から第6号までに掲げる専決事項（次長に関する事項に限る。）については管理者が決裁する。

第9条の2を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 第4条に規定する管理者の決裁を受けなければならない事項
- (2) 第5条に規定する企業庁長が専決することができる事項（同条第1号から第6号までに規定する事項を除く。）

第14条第2項中「、第16号及び第17号」を「及び第16号」に改める。

第15条中「局長」を「次長」に改める。

（企業庁地方機関処務規程の一部改正）

- 3 企業庁地方機関処務規程（昭和51年企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
 促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
 第25条第3項中「管理局総務課長」を「総務課長」に改める。
 （企業庁公印規程の一部改正）
- 4 企業庁公印規程（昭和41年企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
 促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
 第3条及び第9条中「管理局総務課長」を「総務課長」に改める。
 別表公営企業管理者印、公営企業管理者職務代理者印及び企業庁長印の項中「管理局総務課長」を「総務課長」に改め、同表中局長印の項を削り、課長印の項の次に次のように加える。

室長印	方25	各室長
-----	-----	-----

（企業庁本庁文書管理規程の一部改正）

- 5 企業庁本庁文書管理規程（昭和61年企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
 促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
 第10条中「管理局総務課（以下「総務課」という。）」を「総務課」に改める。
 第11条中「管理局総務課長（以下「総務課長」という。）」を「総務課長」に改める。
 第12条第2項第1号中「管理局長」を「次長」に改める。
 第13条第1項第3号を削る。
 第22条第1項第1号中「、局長名」を削る。
 第35条第1項第4号の表中

「

管理局総務課
管理局水道課
地域整備局立地推進課
地域整備局公園都市整備課
地域整備局臨海整備課

」

を

「

総務課
水道課
立地推進課
公園都市整備課
臨海整備課

」

に改める。

別表5年の項13中「局長」を「次長」に改める。

様式第3号中「局長」を「次長」に改める。

（企業職員の服務に関する規程の一部改正）

- 6 企業職員の服務に関する規程（昭和56年企業庁管理規程第15号）の一部を次のように改正する。
 促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。
 第2条第2号及び第3号を次のように改める。
 - (2) 本庁の次長、企業庁参事及び課長並びに地方機関の長 企業庁長
 - (3) 本庁の室長 所属の課長
 第2条第4号を削り、同条第5号中「第1号から第3号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、

同条中第6号を第5号とする。

第26条第3項中「又は外国へ旅行する場合」を削る。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

- 7 企業職員の給与に関する規程（昭和41年企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9級の項及び別表第2本庁の項中「局長」を「次長」に改める。

別表第3本庁の項中「局長」を「次長」に、「局参事」を「企業庁参事」に改める。

(企業職員等の旅費に関する規程の一部改正)

- 8 企業職員等の旅費に関する規程（昭和41年企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及び本庁に勤務する企業職員で三田市に駐在するもの」を削る。

(企業庁職員被服等貸与規程の一部改正)

- 9 企業庁職員被服等貸与規程（昭和44年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「ヤ」を「ャ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第12条中「管理局総務課長」を「総務課長」に改める。

(企業庁宿舍管理規程の一部改正)

- 10 企業庁宿舍管理規程（昭和41年企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第24条及び別表公舎の款第2種公舎の項大蔵谷公舎の目中「管理局総務課長」を「総務課長」に改める。

(企業庁会計規程の一部改正)

- 11 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 削除

第4条第4項中「管理局長」を「企業庁長」に改める。

第8条第1項第7号中「管理局長」を「企業庁長」に改め、同条第2項中「管理局水道課長、地域整備局立地推進課長、地域整備局公園都市整備課長又は地域整備局臨海整備課長」を「水道課長、立地推進課長、公園都市整備課長又は臨海整備課長」に改める。

第10条、第11条、第18条、第20条、第22条から第25条まで、第27条、第28条、第108条、第126条及び第127条中「管理局長」を「企業庁長」に改める。

別表第1本庁の項中「管理局総務課」を「総務課」に改める。

別表第11本庁の項中「管理局総務課長」を「総務課長」に、「管理局総務課副課長」を「総務課副課長」に改める。

様式第40号中「管理局長」を「企業庁長」に改める。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

- 12 企業庁財産評価審査会規程（昭和48年企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第10条中「管理局総務課」を「総務課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

会長	副会長	委員
公営企業管理者	企業庁長 次長	総務課長 総務課経営企画参事 水道課長 水道課施設整備参事 立地推進課長 公園都市整備課長 公園都市整備課住宅分譲室長 臨海整備課長 臨海整備課分譲企画室長

(企業庁補償審査会規程の一部改正)

- 13 企業庁補償審査会規程（昭和61年企業庁管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第3項中「局長」を「次長」に改める。

第10条中「管理局総務課」を「総務課」に改める。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

14 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「管理局水道課、地域整備局立地推進課、地域整備局公園都市整備課又は地域整備局臨海整備課」を「水道課、立地推進課、公園都市整備課又は臨海整備課」に改める。

第5条中「管理局総務課」を「総務課」に改める。

第6条を次のように改める。

(公有財産に関する事務の処理)

第6条 公有財産に関する事務の執行は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 総務課長 所属する庁舎及び宿舍の業務に関すること。

(2) 事業主管課長 その所属する公有財産の業務に関すること。

(3) 所長 当該事務所に所属する公有財産の業務並びに管理者から委任された業務に関すること。

(兵庫県工業用水道供給条例施行規程の一部改正)

15 兵庫県工業用水道供給条例施行規程(昭和41年企業局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「よ」を「ょ」に、促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第17条中「管理局水道課長(以下「水道課長」という。)」を「水道課長」に、「管理局総務課長」を「総務課長」に改める。

様式第18号中「管理局水道課長」を「水道課長」に改める。



企業庁処務規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業庁処務規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁処務規程の一部改正)

第1条 企業庁処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「及び児童手当」を「並びに児童手当及び子ども手当」に改める。

(企業庁地方機関処務規程の一部改正)

第2条 企業庁地方機関処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加える。

(企業庁会計規程の一部改正)

第3条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第45条第1項第5号を次のように改める。

(5) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当、同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する給付(以下「特例給付」という。)並びに平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「子ども手当法」という。)による子ども手当

別表第2費用勘定の部水道用水供給事業費用の款営業費用の項原水費の目給料の節中「((事務吏員給))((技術吏員給))」を「((行政職給))」に改め、同目手当等の節中「((児童手当))」を「((児童手当及び子ども手当))」に改め、同項総係費の目給料の節中「((事務吏員給))((技術吏員給))」を「((行政職給))」に改め、同表負債勘定の部固定負債の款その他固定負債の項ダム割賦負担金未払金の目中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

別表第3費用勘定の部工業用水道事業費用の款営業費用の項揖保川第1工業用水道費の目給料の節中「((事務吏員給))((技術吏員給))」を「((行政職給))」に改め、同目手当等の節中「((児童手当))」を「((児童手当及び子ども手当))」に改め、同項総係費の目給料の節中「((事務吏員給))((技術吏員給))」を「((行政職給))」に改める。

別表第6資産勘定の部未成事業資産の款阪神地域整備費の項阪神地域整備費の目総係費の節中「事務吏員

給、技術吏員給」を「行政職給」に、「児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。

別表第7費用勘定の部資産運用事業費用の款営業費用の項総係費の目給料の節中「((事務吏員給)) ((技術吏員給))」を「((行政職給))」に改め、同目手当等の節中「((児童手当))」を「((児童手当及び子ども手当))」に改める。

別表第8資産勘定の部流動資産の款現金預金の項現金の目中「、郵便為替及び郵便振替貯金証書」を削り、同表事務経費の部手当等の項中「及び児童手当法(昭和46年法律第73号)によって支給する児童手当」を「、児童手当法によって支給する児童手当及び特例給付並びに子ども手当法によって支給する子ども手当」に改め、同部準備品目費及び消耗品費の項中「2万円」を「5万円」に改める。

附 則

この管理規程は、平成22年4月1日から施行する。